

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・飯田末夫)

| | | | |
|------|---|----|---------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費 広聴広報費 ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 県政報告(いいたより)封筒作製費 | | |
| 年月日 | 令和3年11月 2日 | 金額 | 57,310円 |

| | |
|----------------------|--|
| 目的 | 県政に係る情報等を県民に報告 |
| 使途 | 県政報告発送用封筒作製費 |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 県の施策、9月定例会報告、活動状況などを広く県民に報告し、県民の意見を聴取するとともに県政に反映させる。 |

《領収書貼付枠》

支払先 株式会社緑風 支払者 飯田末夫
 長3封筒 4,000枚 56,980円 振込手数料 330円
 (パステルクリーム)

ご利用明細

静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

| | | | |
|-------|---------------|---------------|-------|
| 年月日 | 03/11/02 | 振替先店番・科目・口座番号 | 066 |
| 銀行番号 | 03 | 店番号 | 1102 |
| 科目 | 0128 | 口座番号 | 01140 |
| お取引内容 | お取引金額 ¥56,980 | | |
| お引出し | 残 | | |
| おつり | 高 | | |
| キヤンセル | 時間 | | |
| 手数料 | ¥330 | | |

シスオカ
 ヤマシタ
 当座 306676
 カ)リョクワ 様
 イイタシイ 様
 TEL053-462-9780

06.520.38 (裏面もご覧ください)

| | | | |
|------------------|----------|----------|---------------|
| 案分の理由 政務活動のため | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 57,310円 | 1/1 % | 57,310円 |

3-11-11-1

お客様コード No. [REDACTED]

432-8036
浜松市中区東伊場1-3-1

飯田事務所 様

TEL 053-458-6301 FAX 053-458-6301

納品書

伝票 No. 1

3年11月1日

想いを上手に表現するために
一歩先行くサービスをご提供します

株式会社 緑風 

〒432-8012 静岡県浜松市中区布橋2丁目5番3号
TEL 053-471-7182 FAX 053-474-8202

担当者: [REDACTED]

毎度ありがとうございます。下記の通り納品致しますので御查收下さい。

| 商 品 名 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 |
|------------------------|-------|-----|-------|--------|
| 長3封筒テープ付き | 4,000 | 枚 | | 51,800 |
| ※長3ハ°ステルクリーム 80g テープ付) | | | | |
| ※印刷: 特色紺色 | | | | |
| 摘要 (消費税合計) | | | 5,180 | |
| | | 合 計 | | 56,980 |



お客様コード No. [REDACTED]

432-8036
浜松市中区東伊場1-3-1

飯田事務所 様

TEL 053-458-6301 FAX 053-458-6301

請求書

伝票 No. 1

3年11月1日

想いを上手に表現するために
一歩先行くサービスをご提供します

株式会社 緑風 

〒432-8012 静岡県浜松市中区布橋2丁目5番3号
TEL 053-471-7182 FAX 053-474-8202

担当者: [REDACTED]

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

| 商 品 名 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 |
|----------------------------------|-------|-----|-------|--------|
| 長3封筒テープ付き | 4,000 | 枚 | | 51,800 |
| ※長3ハ°ステルクリーム 80g テープ付) | | | | |
| ※印刷: 特色紺色 | | | | |
| *振込先 静岡銀行 山下支店 当座 306676 (消費税合計) | | | 5,180 | |
| 摘要 | | 合 計 | | 56,980 |



3-11-11-1

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・飯田末夫)

| | | | |
|------|--|----|---------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 自動車リース料 (11月分) | | |
| 年月日 | 令和3年11月22日 | 金額 | 24,840円 |

| | |
|----------------------|---|
| 目的 | — |
| 使 途 | — |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | — |

《領収書貼付枠》

支払先 有限会社遠日レンタリース 支払者 飯田末夫
 月額 46,000円 (消費税3,680円)
 令和元年7月20日～令和6年6月20日 (60回)

3

| 年月日 | 記号 | お支払い金額 | お預かり金額 | 差し引き残高 | 備考 |
|------------|----|---------|---------------|--------|-----|
| 1 03-11-01 | BF | | | | |
| 2 03-11-01 | AA | | | | |
| 3 03-11-04 | BF | | | | |
| 4 03-11-10 | BF | | | | |
| 5 03-11-22 | BF | *49,680 | 1) インフレレンタリース | | |
| 6 03-11-22 | BA | | | | |
| 7 03-11-30 | FF | | | | |
| 8 03-11-30 | BF | | | | |
| 9 03-12-01 | BF | | | | 363 |
| 10 | | | | | |
| 11 | | | | | |
| 12 | | | | | |

| | | | |
|--------------------------------|----------|----------|---------------|
| 案分の理由 政務活動・後援会活動 で使用するため | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 49,680円 | 1/2 % | 24,840円 |

雇用実績表

| 11月分 | | 氏名 | | |
|-----------------------------|-----|-------|-------------|----------------------------------|
| 日 | 曜日 | 雇用時間数 | うち政務活動業務時間数 | 政務活動業務内容 |
| 1 | 月 | 1.5 | 1.5 | 県政報告発送準備 |
| 2 | 火 | 1 | 1 | 県政報告発送準備 |
| 3 | 水 | | | |
| 4 | 木 | 1.5 | 1.5 | 県政報告発送準備 |
| 5 | 金 | 1 | 1 | 県政報告発送準備 |
| 6 | 土 | | | |
| 7 | 日 | | | |
| 8 | 月 | 1 | 1 | 政務調査活動補助(資料整理) |
| 9 | 火 | 1.5 | 1.5 | 政務調査活動補助(資料整理) |
| 10 | 水 | 1 | 1 | 政務調査活動補助(資料整理) |
| 11 | 木 | 1 | 1 | 政務調査活動補助(資料整理) |
| 12 | 金 | 1.5 | 1.5 | 政務調査活動補助(資料整理) |
| 13 | 土 | | | |
| 14 | 日 | | | |
| 15 | 月 | 1 | 1 | 政務調査活動補助(資料収集) |
| 16 | 火 | 1 | 1 | 政務調査活動補助(資料収集) |
| 17 | 水 | 1 | 1 | 政務調査活動補助(資料整理) |
| 18 | 木 | 1 | 1 | 政務調査活動補助(資料整理) |
| 19 | 金 | 1 | 1 | 県政報告発送準備 |
| 20 | 土 | | | |
| 21 | 日 | | | |
| 22 | 月 | 1 | 1 | 県政報告発送準備 |
| 23 | 火 | | | |
| 24 | 水 | 1 | 1 | 県政報告発送準備 |
| 25 | 木 | 2 | 2 | 県政報告発送準備 |
| 26 | 金 | 1.5 | 1.5 | 政務調査活動補助(資料整理) |
| 27 | 土 | | | |
| 28 | 日 | | | |
| 29 | 月 | 1 | 1 | 政務調査活動補助(資料作成) |
| 30 | 火 | 1 | 1 | 政務調査活動補助(資料作成) |
| | | | | |
| 計 | (A) | 23.5 | 23.5 | |
| 上記のとおり雇用したことを証明する。 | | | | 令和3年11月30日 会派・議員名 自民改革会議 飯田末夫 |
| 23.5時間×1,000円=23,500円 (次通費) | | | | 500円×20日=10,000円 合計 33,500円 |

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・飯田末夫)

| | | | |
|------|--|------------|------------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 人件費 | | |
| 内容 | 人件費 (政務調査活動補助事務員 11月分) | | |
| 年月日 | 令和3年11月1日～ | 令和3年11月30日 | 金額 70,000円 |

| | |
|--|----------------|
| 目的 | 政務活動を補助する職員を雇用 |
| 使途 | 11月分給与 |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | — |
| <<領収書貼付枠>> 給与支払明細書 11月分 勤務時間合計 140時間 | |

給料支払明細書

(令和3年11月分)

殿

| | | | |
|---------------|---------|---|----|
| 労働日数 | 皇11月30日 | 日 | |
| 労働時間 | 140時 | 時 | 0分 |
| 所定時間外労働 | | 時 | 分 |
| 基本給 | 140000 | | |
| 所定時間外賃金 | | | |
| 家族手当 | | | |
| (1,000 × 140) | 140000 | | |
| 支給額 | 280000 | | |
| 交通費 | | | |
| 合計 | 140000 | | |
| 健康保険料 | | | |
| 介護保険料 | | | |
| 厚生年金料 | | | |
| 雇用保険料 | | | |
| 所得税 | | | |
| 住民税 | | | |
| 前払金 | | | |
| 合計 | 140000 | | |
| 差引支給額 | 140000 | | |



(事業所名)

| | | | |
|--------------------------------|----------|------------|---------------|
| 案分の理由 政務活動・後援会活動 で按分するため | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 140,000円 | 1 / 2 % | 70,000円 |

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 11 月分】 (会派名・議員氏名 自民改革会議・飯田末夫)

| | | | |
|------|----------------|-------------|-------------|
| 区分 | 前回給油(領収書貼付分) A | 今回(直近)の給油 B | 総走行距離 C=B-A |
| 年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 走行距離 | km | km | km |

| | | | |
|--|-----------|-------------|---------|
| (経費項目別充当額) | | | |
| 経費項目 | 走行距離 (km) | 積算方法 ※ | 充当額 (円) |
| 事務費 | | 円 × km / km | 13,024 |
| ※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km) ※領収書による充当方式 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km) ・充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合 | | | |
| ≪支払証明≫上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 | | | |

| | | | |
|----------|--------------------|---------|-----------|
| ≪領収書貼付枠≫ | | | |
| 支払先 | (株) 西日本宇佐見1号浜松バイパス | 支払者 | 飯田末夫 |
| 11月 2日 | 6,094円 / | | |
| 7日 | 5,334円 / | | |
| 12日 | 3,917円 / | | |
| 20日 | 5,681円 / | | |
| 26日 | 5,023円 / | | |
| 合計 | 26,049円 | × 1/2 = | 13,024.5円 |

| | | | |
|-----------------------|----------|--------|---------------|
| 案分の理由 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| 政務活動・後援会活動で 按分するため | 26,049円 | 1 / 2 | 13,024円 |
| | | % | |

SS検索=>https://usappy.jp/ss_corp/
宇佐美HP=><https://usami-net.com/>



お客様控え
(クレジット領収書)

277293

1号浜松バイパス
TEL 053-441-7828
西日本宇佐美
本社 愛知県津島市埋田町1-8

売上 2021年11月 2日 17:03

SUEO LIDA 様
クレジット

| | | | |
|------------|---------|--------|--|
| レギュラーガソリン | P-24(内) | | |
| 38.09 L | 8160.0 | 6094円 | |
| (税抜) | 8145.5) | | |
| 01200.00 | | | |
| (内、QR油種値引) | -84.0 | -152円) | |

合計 6,094円
(内、消費税等(10.00%) 554円)

支払区分：一括
承認No. 0000013011
端末識別番号：0817501277293
端末処理通番：17901 ATC：00E5
IC/MS識別子：IC
AID:A0000000031010
VISACREDIT
カードシーケンス番号：01

| | |
|-----------------|----------|
| Usappy会員 | WB |
| Usappy会員*イ | 今回: 38P |
| | 累計: 522P |
| 2021年11月末失効ポイント | 0P |

※同日で複数回ポイント付与がある場合
累計ポイントが正しく表記されない
場合があります。Web会員サイト
又は次回来店時にご確認ください。

Tカード会員

| | |
|----------|----------|
| Tカードポイント | :基本P 27P |
| | 特別P 0P |
| | 今回計 27P |

有効期限切れ等の理由によりTカードに
ポイントが加算されない場合がございます。
詳しくは、下記のURLにてご確認
下さい。

www.tsite.jp
ポイント残高の反映にはお時間をいた
だく場合があります。

伝No: 17558 担当:8888

SS検索=>https://usappy.jp/ss_corp/
宇佐美HP=><https://usami-net.com/>



お客様控え
(クレジット領収書)

277293

1号浜松バイパス
TEL 053-441-7828
西日本宇佐美
本社 愛知県津島市埋田町1-8

売上 2021年11月12日 16:37

SUEO LIDA 様
クレジット

| | | | |
|------------|---------|--------|--|
| レギュラーガソリン | P-33(内) | | |
| 25.27 L | 8155.0 | 3917円 | |
| (税抜) | 8140.9) | | |
| 01200.00 | | | |
| (内、QR油種値引) | -85.0 | -126円) | |

合計 3,917円
(内、消費税等(10.00%) 356円)

支払区分：一括
承認No. 0000013078
端末識別番号：0817501277293
端末処理通番：25777 ATC：00E9
IC/MS識別子：IC
AID:A0000000031010
VISACREDIT
カードシーケンス番号：01

| | |
|-----------------|----------|
| Usappy会員 | WB |
| Usappy会員*イ | 今回: 25P |
| | 累計: 547P |
| 2021年11月末失効ポイント | 0P |

※同日で複数回ポイント付与がある場合
累計ポイントが正しく表記されない
場合があります。Web会員サイト
又は次回来店時にご確認ください。

Tカード会員

| | |
|----------|----------|
| Tカードポイント | :基本P 17P |
| | 特別P 0P |
| | 今回計 17P |

有効期限切れ等の理由によりTカードに
ポイントが加算されない場合がございます。
詳しくは、下記のURLにてご確認
下さい。

www.tsite.jp
ポイント残高の反映にはお時間をいた
だく場合があります。

伝No: 19016 担当:8888

SS検索=>https://usappy.jp/ss_corp/
宇佐美HP=><https://usami-net.com/>



お客様控え
(クレジット領収書)

277293

1号浜松バイパス
TEL 053-441-7828
西日本宇佐美
本社 愛知県津島市埋田町1-8

売上 2021年11月 7日 16:31

IIDA SUEO 様
クレジット

| | | | |
|------------|---------|--------|--|
| レギュラーガソリン | P-24(内) | | |
| 34.19 L | 8156.0 | 5334円 | |
| (税抜) | 8141.8) | | |
| 01200.00 | | | |
| (内、QR油種値引) | -84.0 | -136円) | |

合計 5,334円
(内、消費税等(10.00%) 485円)

支払区分：一括
承認No. 000002405
端末識別番号：0817501277293
端末処理通番：18365 ATC：007E
IC/MS識別子：IC
AID:A0000000031010
VISACREDIT
カードシーケンス番号：00

Tカード会員

| | |
|----------|----------|
| Tカードポイント | :基本P 24P |
| | 特別P 0P |
| | 今回計 24P |

有効期限切れ等の理由によりTカードに
ポイントが加算されない場合がございます。
詳しくは、下記のURLにてご確認
下さい。

www.tsite.jp
ポイント残高の反映にはお時間をいた
だく場合があります。

伝No: 13684 担当:8888

□キャップOK
財布・手帳等にはさんで保管願く場
合は、印刷面を内側に折り保管をお
願いたします。

SS検索=>https://usappy.jp/ss_corp/
宇佐美HP=><https://usami-net.com/>



お客様控え
(クレジット領収書)

277293

1号浜松バイパス

TEL 053-441-7828

西日本宇佐美

本社 愛知県津島市埋田町1-8

売上 2021年11月20日
12:54

SUEO IIDA 様
クレジット

| | | |
|-----------|---------|--------|
| レギュラーガソリン | P-33(内) | |
| 36.89L | 0154.0 | 5681円 |
| (税抜) | 0140.0) | |
| 01200.00 | | |
| (内、QR油種値引 | -04.0 | -147円) |

合計 5,681円
(内、消費税等(10.00%) 516円)

支払区分：一括
承認No. 0000013094
端末識別番号：0817501277293
端末処理通番：26320 ATC：00EB
IC/MS識別子：IC
AID:A0000000031010
VISA CREDIT
カードシーケンス番号：01

| | |
|-----------------|------|
| Usappy会員 | WB |
| Usappy会員以外 | 36P |
| 今回: | 36P |
| 累計: | 583P |
| 2021年11月末失効ポイント | 0P |

※同日で複数回ポイント付与がある場合
累計ポイントが正しく表記されない
場合があります。Web会員サイト
又は次回来店時にご確認ください。

Tカード会員

| | | |
|----------|------|-----|
| Tカードポイント | :基本P | 25P |
| | 特別P | 0P |
| | 今回計 | 25P |

有効期限切れ等の理由によりTカードに
ポイントが加算されない場合がございます。
詳しくは、下記のURLにてご確認
下さい。

www.tsite.jp
ポイント残高の反映にはお時間をいただ
く場合があります。

伝No: 18951 担当: 8888

SS検索=>https://usappy.jp/ss_corp/
宇佐美HP=><https://usami-net.com/>



お客様控え
(クレジット領収書)

277293

1号浜松バイパス

TEL 053-441-7828

西日本宇佐美

本社 愛知県津島市埋田町1-8

売上 2021年11月26日
13:32

SUEO IIDA 様
クレジット

| | | |
|-----------|---------|--------|
| レギュラーガソリン | P-33(内) | |
| 32.83L | 0153.0 | 5023円 |
| (税抜) | 0139.1) | |
| 01200.00 | | |
| (内、QR油種値引 | -05.0 | -164円) |

合計 5,023円
(内、消費税等(10.00%) 457円)

支払区分：一括
承認No. 0000013151
端末識別番号：0817501277293
端末処理通番：26716 ATC：00EF
IC/MS識別子：IC
AID:A0000000031010
VISA CREDIT
カードシーケンス番号：01

| | |
|-----------------|------|
| Usappy会員 | WB |
| Usappy会員以外 | 32P |
| 今回: | 32P |
| 累計: | 624P |
| 2021年11月末失効ポイント | 0P |

※同日で複数回ポイント付与がある場合
累計ポイントが正しく表記されない
場合があります。Web会員サイト
又は次回来店時にご確認ください。

Tカード会員

| | | |
|----------|------|-----|
| Tカードポイント | :基本P | 22P |
| | 特別P | 0P |
| | 今回計 | 22P |

有効期限切れ等の理由によりTカードに
ポイントが加算されない場合がございます。
詳しくは、下記のURLにてご確認
下さい。

www.tsite.jp
ポイント残高の反映にはお時間をいただ
く場合があります。

伝No: 16143 担当: 8888

支出証拠書

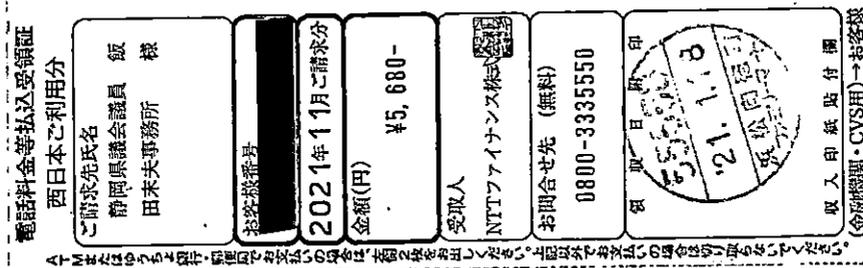
(会派名・議員氏名 自民改革会議・飯田末夫)

| | | | |
|------|---|----|--------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 政務活動事務所電話料 11月請求分 | | |
| 年月日 | 令和3年 11月 18日 | 金額 | 1,740円 |

| | |
|----------------------|---|
| 目的 | — |
| 使途 | — |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | — |

《領収書貼付枠》

支払先 NIT ファイナンス株式会社 支払者 飯田末夫
 政務活動事務所電話代 11月請求分
 $5,680 - (1,200 + 800) \times 1.1 = 3,480$
 7月請求分 - (ナンバーディスプレイ+ボイスワープ) × 消費税込み = 政務活動対象
 $3,480 \div 2 = 1,740$



| 案分の理由 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|----------------------|----------|--------|---------------|
| 政務活動・後援会活動 で使用のため | 3,480円 | 1 / 2 | 1,740円 |
| | | % | |

| | | | |
|----------------------------|--------------|------------------------|--------------|
| お客様電話番号等 BILLING NUMBER | 053-458-6301 | 請求年月 MONTH OF ISSUE | 2021年11月ご請求分 |
|----------------------------|--------------|------------------------|--------------|

ご請求内訳 (お客様番号 XXXXXXXXXX)

| 内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN) | 金額(円) AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN | 税区分 TAX |
|--|-----------------------|--|------------|
| ◆053-458-6301 | | | |
| ◇NTT東西日本ご利用分 | 5,680 | | |
| | 2,650 | 回線使用料(基本料)(事務用) 9月26日~10月25日 | 合算 |
| | 800 | ボイスサービス使用料 9月26日~10月25日 | 合算 |
| | 1,200 | ナンバー・ディスプレイ使用料 9月26日~10月25日 | 合算 |
| | 510 | ダイヤル通話料 9月26日~10月25日。なお前月分は255円でした。 | 合算 |
| | 510 | (内訳)イネリッツ1適用分 次回(来月分)の割引計算期間は、10月26日~11月25日です。 | |
| | 510 | (内訳)イネリッツ1適用通話料 イネリッツ1をご利用にならなかった場合、521円となります。 | |
| | 0 | (内訳)通話通話料適用分 | |
| | 4 | ユニバーサルサービス料他 1番号分のご請求となります。 | 合算 |
| | 516 | 消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×1.0% | |
| ◇合計 | 5,680 | 合計 | |

ユニバーサルサービス料他には、2021年7月利用料分から2022年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。
https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/qa/

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単位)が公表されています。

M30021211001 01540 01479 00

※万一、お支払期限が過ぎた場合、当社指定のお支払方法にて至急お支払ください。なお、お支払期限後コンビニエンスストアでのお支払いができなくなる場合がございます。
(お支払期限後、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局でお支払いになられた場合は、窓口のお問合せ先までご連絡をお願いいたします。)
 ※なお、お支払い期限後に支払われた場合、年14.5%(NTTドコモの個別信用購入あっせん契約及び割賦販売契約は法定利率)の割合で計算した延滞利息を加算させていただきます。

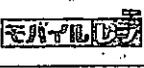
下記のお支払い場所にこの用紙をご持参のうえ、表記の金額をお支払ください。

お支払方法

<店頭窓口>
 ・コンビニエンスストア
 ・信用金庫
 ・労働金庫
 ・協賛
 ・銀行
 ・信用組合
 ・商工中金
 ・農林中金
 ・農協
 ・郵便局
 ・ドコモショップ

<モバイル・インターネット>
 Pay-easyでお支払いいただけます。

<スマートフォンを活用したお支払い>

金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局を除く)
 お支払期限後に収納された場合は表面の収納連絡先までご連絡ください。

(ご注意)
 ・この用紙は、機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。
 ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
 ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
 ・ご依頼人様からご提出いただきました払込票に記録されたおとこ、おなまえ等ご加入者様に通知する場合があります。
 ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙
 課税相当額以上
 1 - 6 付

バーコードが記載された請求書をお持ちのお客様は、お近くのコンビニエンスストアでお支払いいただけます。
 コンビニエンスストアはNTTファイナンスに代わって料金を受領します。
 ※ご請求額が30万円以上の場合、コンビニエンスストアでのお支払いはできません。

| | | |
|----------|-------------|----------------|
| セブン-イレブン | ローソン | ファミリーマート |
| ミニストップ | セイコーマート | NewDays |
| デイリーヤマザキ | ヤマザキデイリーストア | ニューヤマザキデイリーストア |
| 生活彩家 | コミュニティ・ストア | ポプラ |

この払込取扱票は機械で処理しますので、中央の欄を汚さないよう特にご注意ください。
 また、本票を折ったり曲げたりしないでください。(ゆうちょ銀行)
 この場所には何も記載しないでください。

支出証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・飯田末夫)

| | | | |
|-------|--|-----|---------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内 容 | パソコンリース料 (11月分) | | |
| 年 月 日 | 令和 3年 11月 4日 | 金 額 | 7,480 円 |

| | |
|----------------------|---|
| 目的 | — |
| 使 途 | — |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | — |

《領収書貼付枠》

支払先 (パソコンリース契約) SMT パナソニックファイナンス 支払者 飯田末夫
 令和2年1月23日～令和5年1月22日 (36回) 月間リース料 13,600円
 消費税 1,360円 合計 14,960円

| ≡ | | | | 3 | |
|------------|----|---------|--------|--------|-----|
| 年 月 日 | 記号 | お支払い金額 | お預かり金額 | 差し引き残高 | 備 考 |
| 1 03-11-01 | BF | | | | |
| 2 03-11-01 | AA | | | | |
| 3 03-11-04 | BF | *14,960 | SMT パナ | | |
| 4 03-11-10 | BF | | | | |
| 5 03-11-22 | BF | | | | |
| 6 03-11-22 | BA | | | | |
| 7 03-11-30 | FF | | | | |
| 8 03-11-30 | BF | | | | |
| 9 03-12-01 | BF | | | | 363 |
| 10 | | | | | |
| 11 | | | | | |
| 12 | | | | | |

| | | | |
|-------------------------------|----------|------------|---------------|
| 案分の理由 政務活動・後援会活動 で使用のため | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 14,960円 | 1 / 2 % | 7,480円 |

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・飯田末夫)

| | | | |
|------|---|----|---------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 携帯電話料 (11月請求分) | | |
| 年月日 | 令和 3年 11月 30日 | 金額 | 5,119 円 |

| | |
|----------------------|---|
| 目的 | — |
| 使途 | — |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | — |

《領収書貼付枠》

| | | | | |
|--------|----------------|--------|--------|----------|
| | 基本使用料 | 通話料 | 政務活動対象 | 計 (税込) |
| 11月請求分 | 6,380 | 12,238 | 18,618 | (20,479) |
| | 20,479 × 1/4 = | | 5,119 | |

3

| 年月日 | 記号 | お支払い金額 | お預かり金額 | 差し引き残高 | 備考 |
|------------|----|------------|------------|------------|------------|
| 1 03-11-01 | BF | [Redacted] | [Redacted] | [Redacted] | [Redacted] |
| 2 03-11-01 | AA | | | | |
| 3 03-11-04 | BF | | | | |
| 4 03-11-10 | BF | | | | |
| 5 03-11-22 | BF | [Redacted] | [Redacted] | [Redacted] | [Redacted] |
| 6 03-11-22 | BA | | | | |
| 7 03-11-30 | FF | *22,911 | トコモ ケイタイ | [Redacted] | 363 |
| 8 03-11-30 | BF | | | | |
| 9 03-12-01 | BF | [Redacted] | [Redacted] | [Redacted] | [Redacted] |
| 10 | | | | | |
| 11 | | | | | |
| 12 | | | | | |

| | | | |
|----------------------------------|----------|------------|---------------|
| 案分の理由 政務活動・後援会活動 ・私用で案分のため | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 20,479円 | 1 / 4 % | 5,119 円 |



430-0812
浜松市南区本郷町1333-2

飯田 末夫 様



021112603020316744

重要 (Important) 親展 (Confidential)



口座振替のご案内 (ドコモご利用分)

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

発行年月日 2021年11月13日発行
 発行会社 NTTファイナンス株式会社
 料金センター
 お問合せ先 0120-800-000 /ドコモ
 【還付先】
 〒461 名古屋市中区東桜1-14-11
 -0005 DPスクエア東桜11階
 社用コード CG4-SSB-J-00-555-000149-60(22)
 00830692-EG741261512#

④ ここから、①②の順にゆっくりおはがしください
返金されている場合は、十分に確かしてから、ゆっくりおはがしください。返金済みの場合は、返金により返される場合があります。

| 内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY | 金額 (円) AMOUNT (YEN) | 内訳金額 (円) AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN | 本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。 | 税区分 TAX | | |
|--------------------------------------|------------------------|--------------------------|--|-------------------------------|------------|--|------|
| ◆基本使用料等 (計) | 6,380 | 6,380 | ご利用期間 (10/1~10/31) | | 合算 | | |
| ◆通話料・通信料 (計) | 12,238 | 12,160 | ギガホプレミア：2年定期 (内訳) ギガホプレミア：2年定期 (内訳) spモード利用料 (参考) 高速通信ご利用データ量は、 | 3GB超 13.3G | 合算 | | |
| ◆その他ご利用料金等 (計) | 1,374 | 300 | Xi通話料 Xi・SMS通信料 | 10月ご利用分 | 合算 | | |
| | | 200 | 留守番電話サービス利用料 | | 合算 | | |
| | | 750 | あんしんセキュリティ利用料 | | 合算 | | |
| | | 400 | ケータイ補償iPhone&iPad750 | | 合算 | | |
| | | -380 | あんしん遠隔サポート利用料 | | 合算 | | |
| | | 50 | あんしんバックモバイル割引 | | 合算 | | |
| | | -50 | ケータイお探しサービス利用料 | | 合算 | | |
| | | 300 | ドコモWi-Fi利用料 (spモード) | | 合算 | | |
| | | -300 | キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi) | | 合算 | | |
| | | 100 | 請求書発行手数料 | 11月請求分 | 合算 | | |
| | | 3 | ユニバーサルサービス料/基本 | 1番号あたり3円のご請求となります | 合算 | | |
| | | 1 | 電話リレーサービス料/基本 | 1番号あたり1円のご請求となります | 合算 | | |
| ◆決済サービス代金等 (計) | 920 | 920 | ドコモ払い/d払い (ご利用代金) | 11月請求分 | 非対象等 | | |
| ◆消費税等相当額 (計) | 1,999 | 1,999 | 消費税等相当額 (合計) | 合算表示の料金合計×1.0% | | | |
| ◆合計 | 22,911 | 22,911 | 合計 | | 0 | | |
| | | | <NTTドコモからのお知らせ> ◎継続利用期間は、10月末で、2年5か月となりました。 ◎ポイントのお知らせ 10月ご利用分に対する獲得ポイントは、190円です。 (ポイント進呈の対象になるご利用金額は、19,992円です。) ※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。 ◎ステージのお知らせ 10月末のステージは、2ndステージです。 ※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。 | | | | 1111 |

領収書

様

| | | |
|----------------|------|---------|
| [別納引受] | | |
| 第一種定形 @84 | 232通 | ¥19,488 |
| ----- | | |
| 小計 | | ¥19,488 |
| 郵便物引受合計通数 232通 | | |
| 課税計(10%) | | ¥19,488 |
| (内消費税等) | | ¥1,771 |
| 非課税計 | | ¥0 |
| ----- | | |
| 合計 | | ¥19,488 |
| お預り金額 | | ¥20,000 |
| おつり | | ¥512 |



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2021年11月1日 9:30
発行No. 211101A8175 端N67箱01
連絡先：静岡県庁内郵便局
TEL:054-254-9810

領収書

様

| | | |
|----------------|------|------------------|
| [別納引受] | | |
| 第一種定形 @84 | 674通 | 13.0g ¥56,616 |
| ----- | | |
| 小計 | | ¥56,616 |
| 郵便物引受合計通数 674通 | | |
| 課税計(10%) | | ¥56,616 |
| (内消費税等) | | ¥5,146 |
| 非課税計 | | ¥0 |
| ----- | | |
| 合計 | | ¥56,616 |
| お預り金額 | | ¥60,000 |
| おつり | | ¥3,384 |

印紙税申告納

付につき廻町

税務署承認済



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2021年11月5日 12:58
発行No. 211105A0513 端N57箱01
連絡先：浜松鶴江郵便局
TEL:053-452-9817

領収書

様

| | | |
|----------------|----|---------|
| [販売] | | |
| 自然の風景第1集 | | |
| 840円 | 5枚 | ¥4,200 |
| 令和3年9月・ハピグリ・84 | | |
| 840円 | 5枚 | ¥4,200 |
| ----- | | |
| 小計 | | ¥8,400 |
| 課税計(10%) ¥0 | | |
| (内消費税等) | | ¥0 |
| 非課税計 | | ¥8,400 |
| ----- | | |
| 合計 | | ¥8,400 |
| お預り金額 | | ¥10,000 |
| おつり | | ¥1,600 |



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2021年11月5日 13:01
発行No. 211105J8380 端N57箱01
連絡先：浜松鶴江郵便局
TEL:053-452-9817

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・飯田末夫)

| | | | |
|------|---|----|---------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 県内の戦争史跡視察 | | |
| 年月日 | 令和3年 11月19日 | 金額 | 3,850 円 |

| | |
|---|---|
| 目的 | 平和推進のため、戦争、戦災に係る語りべ事業を行っており、活動維持のため、語り部の育成、語り部会の内容の研修を行なう。 |
| 使途 | 視察参加費 |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 戦後76年が経過し、戦争そのものが風化している。反面、地球上では依然、戦争が絶えず行われ、多くの人命が奪われている。戦争の悲惨さを伝えるとともに平和の尊さを後世に伝え、平和な世の中づくり、県民の福祉向上、県政発展に努める。 |
| <p>《領収書貼付枠》</p> <p>支払先 浜松市遺族会芳川支部 支払者 飯田末夫</p> <p>研修会参加費 4,000円</p> <p>(昼食代 1,000円) ※5,000円の参加費から昼食代1,000円を除外)</p> <p>(企画手配旅行保険料 150円 4,000円から除外)</p> <p>※戦争に関する語りべ会</p> <p>小学生はじめ中・高校生や大学生から老人まで「語りべ会」を開催しているが、戦後76年が経過し、体験者の多くは亡くなり、遺族ばかりでなく語り部自体も年々、減少している。</p> <p>目的達成のため、会員の増強はもちろんであるが、後世に伝えるための語りべの育成が急務となっている。</p> <p><戦争遺跡を訪ねる旅></p> <p>今回の研修では、県内各地にある戦争遺跡としての史跡にスポットライトをあてた企画である。</p> <p>これまで知らなかった貴重な戦争遺跡に対し、保存状態や内容について理解を深める研修となった。</p> <p>1) 磐田市竜洋 明野陸軍飛行学校天竜分教場跡</p> <p>2) 御前崎市 旧陸軍射撃場(観的所)</p> <p>3) 島田市扇町 平和の礎</p> <p>4) 島田市 島田市博物館分館</p> | |

| | | | |
|------------------|----------|-------------|---------------|
| 案分の理由 政務活動として | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 3,850円 | 1/1 100% | |

領 収 証

No. _____

鎌田 未夫様 R2年11月19日

| | |
|---|---|
|  | <p style="font-size: 2em;">¥40,000-</p> |
|---|---|

果内ノ戦争史跡ニ訪ルニ付
 上記正に領収いたしました

株式会社 加賀
 会長 

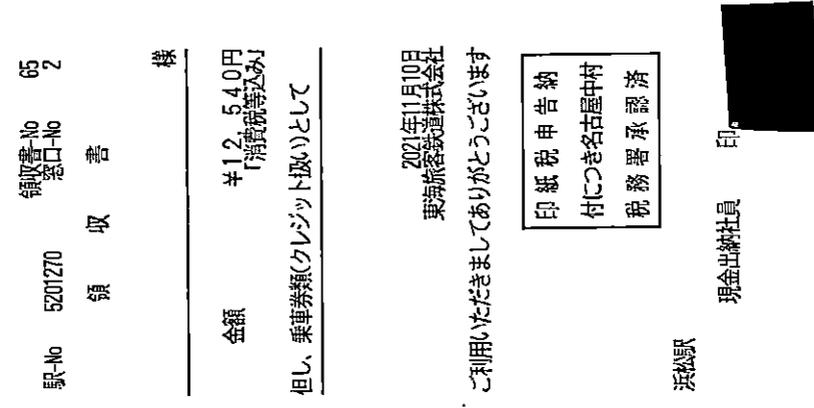
小 区 _____
 校 舎 番 号 _____
 学 費 額 (円) _____

領収証 No. 2

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・飯田末夫)

| | | | |
|------|--|----|--------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 県庁にて調査 | | |
| 年月日 | 令和3年 11月10日 | 金額 | 4,180円 |

| | | | |
|---|---|--|--|
| 目的 | 質問内容調整のため聞き取り | | |
| 使途 | 交通費 (浜松=静岡) | | |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 12月定例会での質問について情報交換、状況説明を受け、項目を整理し、 県政の発展に役立てる。 | | |
| <<領収書貼付枠>> 支払先 JR 東海 東海道新幹線回数券 (令和3年11月10日購入) 支払者 飯田末夫 回数券のうち、1、2枚目利用 (①2,090円) | | | |
|  | | | |

| | | | |
|------------------|----------|----------|---------------|
| 案分の理由 政務活動のため | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 4,180円 | 1/1 % | 4,180円 |

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・飯田末夫)

| | | | |
|------|--|----|--------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 県庁にて調査 | | |
| 年月日 | 令和3年 11月 11日 | 金額 | 4,180円 |

| | |
|----------------------|---|
| 目的 | 12月定例会質問について経済産業部(農業振興課)から県内の農業振興などの状況および課題について聞き取り |
| 使途 | 交通費(浜松=静岡) |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 県内の農業振興施策について課題や取り組みを調査し、県政の進展に役立てる。 |

〈領収書貼付枠〉

支払先 JR 東海 東海道新幹線回数券(令和3年11月10日購入) 支払者 飯田末夫
 ※領収証 3-11-11-12 参照
 回数券のうち、3、4枚目利用(① 2,090円)

| | | | | |
|---|--|---|-------------------------------|----------|
| 領収書 No 5201270 窓口 No 652 領収書 5201270 | 金額 ¥12,540円 「消費税等込外」 但し、乗車券類(クレジット扱い)として | 2021年11月10日 東海旅客鉄道株式会社 ご利用いただきましてありがとうございます | 印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済 | 現金出納社員 印 |
|---|--|---|-------------------------------|----------|

| 案分の理由 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|---------|----------|--------|---------------|
| 政務活動のため | 4,180円 | 1/1 | 4,180円 |
| | | % | |

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・飯田末夫)

| | | | |
|------|---|----|--------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 県庁にて調査 | | |
| 年月日 | 令和3年 11月 15日 | 金額 | 4,180円 |

| | |
|---|---|
| 目的 | 熱海市伊豆山地区豪雨災害の状況と課題についてレク |
| 使途 | 交通費(浜松=静岡) |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 熱海市伊豆山地区で起こった土砂崩壊の状況および課題について、危機管理部・交通基盤部より状況説明を受け、意見交換し、県政の進展につなげる |
| <p>《領収書貼付枠》</p> <p>支払先 JR 東海 東海道新幹線回数券 (令和3年11月10日購入) 支払者 飯田末夫</p> <p>※領収証 3-11-11-12 参照</p> <p>回数券のうち、5、6枚目利用 (④ 2,090円)</p> | |
| <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>領収書</p> <p>領収書 No 5201270</p> <p>窓口 No 852</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>金額 ¥12,540円</p> <p>「消費税等込み」</p> <p>但し、乗券類(クレジット払い)として</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2021年11月10日</p> <p>東海旅客鉄道株式会社</p> <p>ご利用いただきましてありがとうございます</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>印紙税申告納付につき名古屋中村税務署承認済</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>現金出納社員 印</p> <p>浜松駅</p> </div> </div> | |

| | | | |
|------------------|----------|----------|---------------|
| 案分の理由 政務活動のため | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 4,180円 | 1/1 % | 4,180円 |

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・飯田末夫)

| | | | |
|------|---|----|--------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 県庁にて調査 | | |
| 年月日 | 令和3年 11月 16日 | 金額 | 4,180円 |

| | | | | | | | |
|--|---|--|---|---|--|--|--|
| 目的 | 交通基盤部の施策や事業内容についての聴き取り | | | | | | |
| 使途 | 交通費 (浜松=静岡) | | | | | | |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 環浜名湖地域のインフラ整備状況について調査し、県政の進展につなげる | | | | | | |
| <p>《領収書貼付枠》</p> <p>支払先 JR 東海 東海道新幹線回数券 (令和3年11月16日購入) 支払者 飯田末夫</p> <p>回数券のうち、1・2枚目利用 (①2,090円)</p> | | | | | | | |
| <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> 領収書 5201180 54 3 54 3 領収書 </td> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> 金額 ¥12,540円 「消費税等込み」 但し、乗車券類(クレジット扱い)として </td> <td style="width: 40%; vertical-align: top;"> 2021年11月16日 東海旅客鉄道株式会社 ご利用いただきましてありがとうございます </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;"> 静岡県 現金出納社員  </td> </tr> </table> | | 領収書 5201180 54 3 54 3 領収書 | 金額 ¥12,540円 「消費税等込み」 但し、乗車券類(クレジット扱い)として | 2021年11月16日 東海旅客鉄道株式会社 ご利用いただきましてありがとうございます | | | 静岡県 現金出納社員  |
| 領収書 5201180 54 3 54 3 領収書 | 金額 ¥12,540円 「消費税等込み」 但し、乗車券類(クレジット扱い)として | 2021年11月16日 東海旅客鉄道株式会社 ご利用いただきましてありがとうございます | | | | | |
| | | 静岡県 現金出納社員  | | | | | |

| 案分の理由 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|---------|----------|--------|---------------|
| 政務活動のため | 4,180円 | 1/1 | 4,180円 |
| | | % | |

支出証拠書

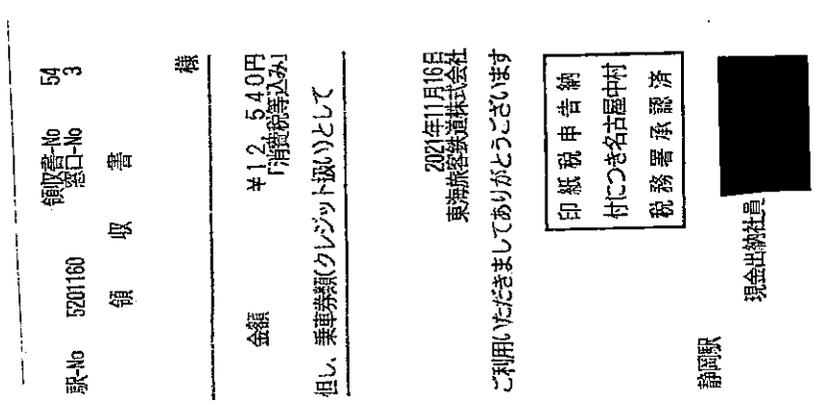
(会派名・議員氏名 自民改革会議・飯田末夫)

| | | | |
|------|--|----|--------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 県庁にて要望 | | |
| 年月日 | 令和3年 11月 17日 | 金額 | 4,180円 |

| | |
|----------------------|--|
| 目的 | 経済産業部（水産振興課）の施策事業の内容について聴き取り |
| 使途 | 交通費（浜松＝静岡） |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | シラスウナギ採捕組合および水産振興事業の課題についての要望について 意見交換し県政の進展につなげる |

《領収書貼付枠》

支払先 JR 東海 東海道新幹線回数券（令和3年11月16日購入） 支払者 飯田末夫
 ※領収証 3-11-11-15 参照
 回数券のうち、3・4枚目利用 (㊤ 2,090円)



| 案分の理由 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|---------|----------|--------|---------------|
| 政務活動のため | 4,180円 | 1/1 | 4,180円 |
| | | % | |

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・飯田末夫)

| | | | |
|------|--|----|--------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 県庁にて調査 | | |
| 年月日 | 令和3年 11月 18日 | 金額 | 4,180円 |

| | |
|---|--|
| 目的 | 熱海市伊豆山土石流災害について危機管理部から状況について聴き取り |
| 使途 | 交通費 (浜松=静岡) |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 熱海市伊豆山において発生した土石流災害の状況および課題について調査し、類似災害を防ぐとともに県政の進展につなげる |
| <p>《領収書貼付枠》</p> <p>支払先 JR 東海 東海道新幹線回数券 (令和3年11月16日購入) 支払者 飯田末夫</p> <p>※領収証 3-11-11-15 参照</p> <p>回数券のうち、5・6枚目利用 (②2090円)</p> | |
| | |

| 案分の理由 | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|---------|----------|--------|---------------|
| 政務活動のため | 4,180円 | 1/1 | 4,180円 |
| | | % | |

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・飯田末夫)

| | | | |
|------|---------------------------------|----|--------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費 | | |
| 内容 | 法人しずおかユニバーサル園芸ネットワーク年会費 (令和3年分) | | |
| 年月日 | 令和3年11月24日 | 金額 | 3,100円 |

| | |
|--------------|---|
| 会の趣旨・目的 | ユニバーサル園芸の活動を実践、またはこれから取り組もうとしている個人・団体が、情報や人材を相互に活用するネットワークを構築し、ユニバーサル園芸の啓発、普及、推進、実践に取り組むことで、園芸活動 (園芸、農業) を通じた健康の維持、生きがいのある生活、豊かな地域作りなどあらゆる人の幸福の実現に寄与することを目的とする。 |
| 会の活動内容等 | ① ユニバーサル園芸の普及、啓発 ② ユニバーサル園芸にかかる人材育成 ③ ユニバーサル園芸に係る職能教育および雇用機会の支援など |
| 政務活動・県政との関連性 | 活動を通じ、すべての人の健康の維持、生きがいのある生活の確保、しあわせで豊かな地域社会づくりをすることにより、県民の生活向上、県政発展につなげる。 |

《領収書貼付枠》

支払先 特定非営利活動法人しずおかユニバーサル園芸ネットワーク
 支払者 飯田末夫
 令和3年分年会費 3,000円
 手数料 100円

※ 添付書類：令和3年第17回通常総会資料

ご利用明細票

| | | |
|----------|------------------|----------|
| お取扱日 | 店番 | お取引内容 |
| 03-11-24 | 23357 | カート・電信振替 |
| 記号 | 番号 | |
| ***** | | |
| 取扱番号 | お取引金額 | |
| N103 | *3,000 | |
| | 残高 | |
| | | |
| 振替先 | 25381121 | |
| | (二三八2538112) | |
| 受取人名 | トクテイトイエイリカット・ウホウ | |
| | ンシス・オカユニバーサル | |
| 料金 | *100円 | |
| 依頼人名 | イタ スイオ | |

1月に各種料金を改定します。詳細は当行WEBサイトをご覧下さい。ご利用いただきありがとうございます。

※添付書類：定款

| | | | |
|------------------|----------|----------|---------------|
| 案分の理由 政務活動として | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 3,100円 | 1/1 % | 3,100円 |

特定非営利活動法人 しずおかユニバーサル園芸ネットワーク 定款

第1章 総則

(名称) 法人として、この法人の名称は「特定非営利活動法人 しずおかユニバーサル園芸ネットワーク」とする。

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 しずおかユニバーサル園芸ネットワークという。(法人)

(事務所) 法人として、この法人の事務所は、静岡県浜松市鶴見町3-8-10番地の1に置く。

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県浜松市鶴見町3-8-10番地の1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的) (賛助者及び会入)

第3条 この法人は、ユニバーサル園芸の活動を実践、またはこれから取り組もうとしている個人や団体が、情報や人材を相互に活用するネットワークを構築し、ユニバーサル園芸の啓発、普及、推進、実践に取り組むことで、園芸活動(園芸、農業)を通じた健康の維持、生きがいのある生活、豊かな地域作りなどあらゆる人の幸福の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「新法」という。)第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
 - (3) まちづくりの推進を図る活動
 - (4) 観光の振興を図る活動
 - (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (7) 環境の保全を図る活動
 - (8) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - (9) 子どもの健全育成を図る活動
 - (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①ユニバーサル園芸の普及、啓発事業
 - ②ユニバーサル園芸活動の場の普及、確保事業
 - ③ユニバーサル園芸に係る人材の育成事業
 - ④ユニバーサル園芸に係る職能教育および雇用の機会への支援事業
 - ⑤ユニバーサル園芸に係る調査研究に関する事業
 - ⑥ユニバーサル園芸に係る教育活動、人材支援の事業
 - ⑦その他、この法人の目的を達成する為に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同して、事業活動の支援または資金的援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める会員の種別を記載した入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。ただし、入会申込時に会費等を納めた者が、入会を認められなかった場合にはその会費等は返還する。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人以上2人以下
- (3) 理事(理事長及び副理事長を含む。) 5人以上20人以下
- (4) 監事 1人以上2人以下

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

- 4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任期又は現任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められている任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(総会の種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 年度当初の事業計画及び活動予算の決定
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面、FAX又はEメール等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、出席した理事の中から代表者が指名する。ただし、第24条第2項第2号または第3号の請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印または記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 年度当初の事業計画及び活動予算の変更
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面、FAX又はEメール等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(顧問等)

第39条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において選任する。
- 3 顧問は、役員を兼ねることはできない。
- 4 顧問は、当法人の会員以外からの選任を妨げない。
- 5 顧問は、第16条、第18条、第19条第2項の規定を準用する。この場合において、これらの条文中の「役員」とあるのは「顧問」と読み替える。
- 6 顧問は、理事会の要請に応じ、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 7 顧問は、理事会の議決権を有しない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生ずる収益
- (6) 事業に伴う収益
- (7) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び活動予算)

第45条 この法人の年度当初の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会において議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益・費用にすることができる。

2 前項の収益・費用は、新たに成立した予算の収益・費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 1 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び変更)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 無会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨時の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載する。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、任意団体しずおがユニバーサル園芸ネットワークに入会し、平成18年度会費を納めているものは、入会金および初年度会費を無料とする。

- (1) 正個人会員A 入会金 0円、会費 3,000円
- 正団体会員B 入会金 0円、会費 5,000円 但し非営利団体とする。
- 正団体会員C 入会金 0円、会費 10,000円 但し営利団体とする。
- (2) 賛助会員A 入会金 0円、会費 1口 3,000円(個人、1口以上とする)
- 賛助会員B 入会金 0円、会費 1口 5,000円(非営利団体、1口以上とする)
- 賛助会員C 入会金 0円、会費 1口 10,000円(営利団体)以上とする。
- (3) 家族会員 入会金 0円、会費 1,000円

3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3-11-11-19

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成19年3月31日までとする。
- 6 この定款は、所轄庁の認証の日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、所轄庁の認証の日から施行する。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・飯田末夫)

| | | | |
|------|---|----|--------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費、資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 | | |
| 内容 | 議員総会 (PソシPにて) | | |
| 年月日 | 令和3年 11月 23日 | 金額 | 4,180円 |

| | |
|--|---------------------------------|
| 目的 | 会派議員総会 |
| 使途 | 交通費 (浜松=静岡) |
| 政務活動・ 県政との 関連性 | 会派内意見を調整、意見交換し、意見集約して県政の進展につなげる |
| <p>《領収書貼付枠》</p> <p>支払先 JR 東海 東海道新幹線回数券 (令和3年11月22日購入) 支払者 飯田末夫</p> <p>※領収証 3-11-11-18 参照</p> <p>回数券のうち、3・4枚目利用 (㊤ 2090円)</p> | |
| | |

| | | | |
|------------------|----------|----------|---------------|
| 案分の理由 政務活動のため | 領収書金額(a) | 案分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| | 4,180円 | 1/1 % | 4,180円 |

